

生活再建住宅支援事業（被災宅地復旧工事） Q & A

Q 1 どこに相談に行けばいいか。

A 1 被災された宅地がある市町村に相談してください。県では、市町村が被災された宅地を復旧する工事に対して補助する場合に市町村に対して補助を行います。なお、一般的なことであれば、岩手県県土整備部都市計画課でもお答えできます。

Q 2 どのような場合に補助を受けられるのか。

A 2 個人が所有する東日本大震災で被災した宅地の復旧について、市町村が認めた場合に補助を受けることができます。

また以下のような場合は、補助を受けることはできません。

- ① 貸家やアパートなどの不動産事業用の宅地の復旧工事
- ② 非住家の再建又は補修のための宅地の復旧工事
- ③ 復旧工事とは言えない工事

Q 3 宅地を復旧する場合は、全ての費用が対象となるのか。

A 3 対象となる復旧工事は、次のとおりです。

- ① のり面の保護
- ② 排水施設の設置
- ③ 地盤の補強及び整地
- ④ 擁壁の設置及び補強（旧擁壁の除去を含む）
- ⑤ 地盤調査及び設計調査費
- ⑥ その他被災宅地の安全性の回復に必要な被災宅地復旧工事に要する経費

Q 4 どれくらいの補助を受けられるのか。

A 4 1宅地あたり、200万円を上限として、対象工事費の半分の補助を受けることができます。

Q 5 どうすれば補助を受けられるのか。

A 5 被災した宅地がある市町村に被災の状況がわかる資料を持って行って相談してください。その後、市町村が必要とする書類を準備して申請を行って頂くこととなります。

Q 6 住宅の補助と両方活用は可能か。

A 6 可能です。

Q 7 傾いた家を直すための工事は対象となるか。

A 7 住宅が傾いた原因が、液状化や沈下、擁壁倒壊による宅地の変状などが原因であれば、住宅の傾きを補修し、住宅基礎の下を復旧する工事は対象となりますが、具体的には被災した宅地がある市町村に相談してください。なお、住宅の排水設備などの設備工事については、対象とはなりません。

Q 8 既に行った工事で、事前の写真が無い場合も申請は可能か。

A 8 工事が実施されたことを、工事後の写真、図面、契約書、領収書などで証明できれば可能です。

Q 9 今の地盤よりも嵩上げる盛土工事も対象となるか。

A 9 宅地を復旧する工事ではないことから、対象とはなりません。

Q 10 申請の際に添付する図書はどのようなものか。

A 10 基本的には以下のような書類ですが、申請される市町村にご確認ください。

- (1)付近見取図・災害復旧工事計画図書
- (2)災害復旧工事費 見積書の写し
- (3)被災状況が確認できる写真
- (4)被災宅地の所有者が分かる書類
- (5)その他市町村が必要とする書類

Q 11 補助の対象には、津波により家屋が流失又は家屋が全壊（半壊等でも家屋を除去した場合も含む）した土地に、住宅を新築再建する場合の宅地も含まれるか。

生活再建住宅支援事業（被災宅地復旧工事） Q & A

A11 対象になります。なお、住宅を再建する宅地として規制等がないか市町村にご確認ください。

Q12 個人の住宅と長屋等がくっ付いた兼用住宅の場合の宅地も対象となるか。

A12 自宅と長屋等を区分して自宅分のみが対象となります。

Q13 家屋であれば、被災の程度について流失、全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊等の区分があるが、「被災の宅地」とは浸水、陥没、隆起、地割れ、液状化等と考えて良いか。

A13 そのとおりです。

Q14 被災者生活再建支援金をもらっている方も被災宅地の補助を受けられるか。

A14 被災者生活再建支援金を受けている方でも、被災宅地の補助を受けることができます。

Q15 東日本大震災が発生する前に宅地を購入済で、まだ家を建てていなかった個人宅地は対象となるか。

A15 住宅を建てる場合には、対象となります。

Q16 宅地ではない隣接地（宅地と同一所有者）の擁壁やのり面が損壊し、自己の住宅に危険を及ぼしている又は及ぼす恐れがあるのり面や擁壁の保護工事については、被災宅地の安全性の回復に必要な被災宅地復旧工事の補助対象としてよいか。

A16 宅地の中で行われるのり面や擁壁の保護工事については、対象となります。